



No. 371

® Jun' 24

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

相続分の譲渡は「相続又は遺贈により取得した財産」に該当

今回は、「相続分の譲渡」が相続税法11条の2第1項の「相続又は遺贈により取得した財産」に当たるか否かを判断した事例を紹介します。

原告は、被告の訴訟行為が憲法77条2項及び憲法82条1項に違反するなど、本案前に手続き上の争点について主張をしましたが、その点についての裁判所の判断はここでは省略します。

(令和4年4月14日大阪地裁判決・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2541)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告が、処分行政庁から相続税の更正処分等を受けたことから、各処分は、相続分の譲渡によって取得した譲渡代金を相続税の課税対象とする点で法律の根拠に基づかずに課税するものであり、憲法30条及び84条に反し違憲・違法であるなどと主張して、各処分の取消しを求める事案です。

<裁判所の判断>

- 1 各処分により制限を受ける権利・利益の内容は財産的利益であり、その制限の程度は必ずしも軽微とはいえないが、事後的な救済を図ることができる性質のものである。また、各処分により達成しようとするのは、国の財政確保において重要な公益であり、各処分は、迅速かつ画一的な処理の要請が高いものであるといえる。これらの事情を総合較量すれば、各処分をするに当たり、その相手方に対し事前に告知、弁解、防御の機会を与えることが（立法政策上の適否の域を超えて）憲法上の要請であるとまではいえず、事前の告知、弁解、防御の機会を付与しないことが憲法31条（法定手続の保障）の法意に反するものということとはできない。したがって、各処分は、憲法31条に適合する。
- 2 憲法30条及び憲法84条は、租税法律主義について規定している。原告は、相続分の譲渡は、相続税法11条の2第1項の「相続又は遺贈により取得した財産」に当たらず、各処分は、法律の根拠なくされたものであって、憲法30条及び84条に反し違憲・違法である旨主張する。
しかし、相続税法の目的や、相続税の負担の公平という観点からすれば、直接被相続人から相続によって承継取得した財産だけでなく、相続権に基因して取得した財産も、相続によって取得した財産と実質的には同視し得ることから、「相続・により取得した財産」に当たると考えるのが相当である。
- 3 共同相続人間における相続分の譲渡は、譲渡人が相続によって取得した積極財産と消極財産とを包含した遺産全体に対する割合的な持分を、他の共同相続人に譲渡することをいい、これに伴い、譲渡人が有する個々の相続財産についての共有持分も譲受人に移転するものである。相続分の譲渡は、譲渡人と譲受人の合意のみによって行うことができ、相続人全員の合意を必要とせず、その効果は相続開始時に遡及せず、相続分の譲渡の時に生ずるなど、遺産分割とはその内容性質を異にするものではあるが、譲渡の対象となる相続分は譲渡人が相続によって取得したものであり、譲渡人が相続分の譲渡によって受領する金員は、代償分割における代償金と経済的に異なるところはなく、自己の相続権に基因して取得した財産であるといえる。したがって、共同相続人間における相続分の譲渡に伴って譲渡人が取得した金員は、相続税法11条の2第1項の「相続又は遺贈により取得した財産」に当たるといえるべきである。
- 4 原告は、姉Aとの間で、被相続人の原告の相続分を代金1000万円で譲渡する旨の契約を締結し、1000万円の支払を受けたのであり、原告が姉Aから得た譲渡代金は、自己の相続権に基因して取得した財産であり、相続税法11条の2第1項の「相続又は遺贈により取得した財産」に当たる。したがって、各処分は、憲法の委任を受けた相続税法11条の2第1項に基づく処分であるといえるから、憲法30条及び憲法84条に適合する。……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判13頁）が必要な方は、送料実費とも2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第371号(令和6年6月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628